

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）検討委員会設置要綱

令和6年5月8日6福祉子育第232号福祉局長決定

（設置）

第1条 ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、生活の安定と向上を図る総合的な自立促進体制を図る「ひとり親家庭自立支援計画」の内容を検討するため、「東京都ひとり親家庭自立支援計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- （1）ひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- （2）ひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- （3）福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- （4）都が実施するひとり親福祉施策
- （5）その他、ひとり親家庭の自立促進に関すること

（構成）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、学識経験者は必要に応じて2名とすることができる。

- 2 委員には委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名による。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、第2条に定める事項について効率的な検討をするため、作業部会を置くことができる。

（定足数）

第4条 委員会は、委員の半数の出席をもって成立する。

（招集等）

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

（任期）

第6条 委員の任期は委嘱発令通知を行った日から令和7年3月31日までとする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は福祉局子供・子育て支援部育成支援課に置く。

- 2 委員会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

別 表

職 名	備 考
学識経験者	
東京都社会福祉協議会母子福祉部会代表	
東京労働局職業安定部職業安定課長	
特別区ひとり親福祉主管課長代表	特別区児童主管課長会
東京都市ひとり親福祉主管課長代表	東京都市子育て関連担当主管課長会
住宅政策本部住宅企画部企画担当課長	
住宅政策本部都営住宅経営部管理制度担当課長	
産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長	
福祉局生活福祉部企画課長	
福祉局子供・子育て施策推進担当部長	